

報道関係者 各位

平成23年 9月27日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

室長 西野 幸雄

(直通電話) 03-5403-2157

南労会（13年年末一時金）不当労働行為再審査事件 （平成17年（不再）第70号）命令書交付について

中央労働委員会第一部会（部会長 諏訪康雄）は、平成23年 9月26日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

～過去の未実施賃上げ分を、一時金の算定基礎となる基本給に反映させなかった法人の行為は、不当労働行為に当たらないとした事案～

過去の未実施賃上げ分の取扱いは、今後の労使協議に委ねられた未解決の問題と見るのが相当で、この未実施賃上げ分について、法人が平成13年年末一時金の算定基礎となる基本給に反映させなかったことは、不当労働行為に当たらない。

一方、法人は組合員ら2名に警告書を交付し、これを理由として一時金を減額したが、両名の非違行為の有無や内容、程度が明確でなく、警告書を交付する必要性があったとは認められないことから、一時金減額は組合活動などを理由とした不利益な取扱いであり、組合を弱体化させようとしたもので、不当労働行為に当たる。

また、13年年末一時金の団交において、「経営実績に基づいた一時金額」である旨の法人の回答の根拠となる経営状況について、組合らが資料と説明を求めたにもかかわらずこれに応じなかったことは、不誠実団交に当たる。

I 当事者

再審査申立人（「法人」）：医療法人南労会（大阪府港区）

従業員約450名（平成22年10月現在）

再審査被申立人（「組合」）：全国金属機械労働組合港合同（大阪市港区）

組合員約800名（平成22年10月現在）

全国金属機械労働組合港合同南労会支部（大阪市港区）

組合員約30名（平成22年10月現在）

II 事案の概要

1 本件は、法人の次の行為が不当労働行為であるとして、組合らが大阪府労委に救済申

立てを行った事件である。

- (1) 13年年末一時金を支払うに当たって、組合らの主張する賃上げを実施しないままの基本給を算定基礎としたこと。
- (2) 組合員ら2名が暴言を吐いた等として警告書を交付し、組合員ら2名の13年年末一時金を減額したこと。
- (3) 13年年末一時金に関する団交に誠実に応じなかったこと。

2 初審大阪府労委は、いずれも不当労働行為に当たるとして、法人に対し、13年年末一時金について、算定基礎となる基本給については、組合員を除く法人職員と比較して組合員らに不利にならないよう、賃上げの未実施分相当額を加算したものとし、また、組合員ら2名に対する警告書交付を理由とした減額をなかったものとし、再計算した上で、既払額との差額を支払うこと並びに文書手交を命じたところ、法人はこれを不服として、再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文（初審命令を一部取消）

初審命令主文を次のとおり変更する。

- (1) 13年年末一時金の算定に当たり、未実施分相当額を加算した上で差額支払いを命じた部分を取り消す。
- (2) 組合員ら2名に対する警告書交付を理由とした減額をなかったものとし、再計算した上で既払額との差額の支払い、13年年末一時金に関する団交について文書手交を命じる。（初審維持）

2 判断の要旨

(1) **過去の未実施賃上げ分を一時金算定基礎となる基本給に反映しなかったことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たらない。**

13年年末一時金における過去の未実施賃上げ分の取扱いについては、今後の労使協議に委ねられた未解決の問題であったとみるのが相当であり、今後未妥結の賃上げについて妥結するに至った場合には、これに基づいて同一一時金について精算すべきものである。したがって、法人が13年年末一時金の算定基礎を支払実績額としたことは相当ではないということはいえない。

(2) **組合員ら2名に対し警告書交付を理由として13年年末一時金から減額したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。**

組合員ら2名の非違行為の有無・内容やその程度は明確ではなく、一時金の減額という経済的な不利益を伴う警告書を交付する必要性があったとは認められない。したがって、南労会が組合員ら2名に対する警告書交付を理由として減額したことは、両名が組合の組合員であることを嫌悪した不利益取扱いであるとともに、もって組合の弱体化を企図したものであるべきである。

(3) **13年年末一時金に関する団交に誠実に応じなかったことは、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。**

組合らが法人の回答の根拠となる経営状況についての資料と説明を求めたが、法人はこれに応じていないことから、法人の経営実績に基づいた一時金額である旨の必要な回答を行ったものとはいえない。

【参考】

初審救済申立日 平成14年12月13日（大阪府労委平成14年(不)第89号）

初審命令交付日 平成17年10月17日

再審査申立日 平成17年10月21日